

四半期報告書

(第91期第3四半期)

自 平成23年10月1日

至 平成23年12月31日

京王電鉄株式会社

(E04092)

第91期第3四半期（自平成23年10月1日 至平成23年12月31日）

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

京 王 電 鉄 株 式 会 社

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	2
第2 【事業の状況】	3
1 【事業等のリスク】	3
2 【経営上の重要な契約等】	3
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	3
第3 【提出会社の状況】	9
1 【株式等の状況】	9
2 【役員の状況】	10
第4 【経理の状況】	11
1 【四半期連結財務諸表】	12
2 【その他】	19
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	20

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年2月14日

【四半期会計期間】 第91期第3四半期(自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日)

【会社名】 京王電鉄株式会社

【英訳名】 Keio Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 永 田 正

【本店の所在の場所】 東京都新宿区新宿三丁目1番24号
(注)本社業務は下記本社事務所において行っております。
(本社事務所) 東京都多摩市関戸一丁目9番地1

【電話番号】 042 (337) 3135

【事務連絡者氏名】 総合企画本部 経理部経理担当課長 齋 藤 充

【最寄りの連絡場所】 東京都多摩市関戸一丁目9番地1

【電話番号】 042 (337) 3135

【事務連絡者氏名】 総合企画本部 経理部経理担当課長 齋 藤 充

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第90期 第3四半期 連結累計期間	第91期 第3四半期 連結累計期間	第90期
会計期間	自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日	自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日	自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日
営業収益 (百万円)	298,098	291,009	391,172
経常利益 (百万円)	26,513	24,788	24,576
四半期(当期)純利益 (百万円)	15,668	13,160	9,276
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	13,753	10,429	5,572
純資産額 (百万円)	259,587	258,164	251,405
総資産額 (百万円)	748,056	765,322	746,979
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	25.64	21.54	15.18
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	34.7	33.7	33.7

回次	第90期 第3四半期 連結会計期間	第91期 第3四半期 連結会計期間
会計期間	自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日	自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	8.69	6.72

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 営業収益には、消費税等は含まれておりません。
- 3 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 4 第90期第3四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

a 経営成績の分析

(単位：百万円)

	前第3四半期 連結累計期間	当第3四半期 連結累計期間	増減額	前年同期比 (%)	(参考) 前連結会計年度
連結営業収益	298,098	291,009	△7,088	△2.4	391,172
連結営業利益	29,045	27,016	△2,028	△7.0	28,221
連結経常利益	26,513	24,788	△1,724	△6.5	24,576
連結四半期(当期)純利益	15,668	13,160	△2,507	△16.0	9,276
連結E B I T D A	54,950	52,088	△2,862	△5.2	63,257
連結減価償却費	25,905	25,071	△833	△3.2	35,036

(注) 連結E B I T D Aは、連結営業利益 + 減価償却費により算出しております。

当社グループでは、平成22年度を起点とする「京王グループ中期5カ年経営計画」に基づき、安全性の向上や沿線の活性化を推進するとともに、「コスト構造の転換」と「財務体質の強化」を重視し、最終年度である平成26年度の目標に向けた施策を着実に実行しております。

平成23年3月に発生した東日本大震災(以下、震災)は業績にも少なからず影響を及ぼしましたが、当社グループでは、適切な営業施策やローコストオペレーションの推進などにより、利益の確保に努めてまいりました。これらの結果、当第3四半期連結累計期間(平成23年4月1日～平成23年12月31日)の経営成績は以下のとおりとなりました。

連結営業収益は、不動産業、その他業を除く各セグメントで減収となり2,910億9百万円(前年同期比2.4%減)、連結営業利益は、流通業、不動産業を除く各セグメントで減益となったことから270億1千6百万円(前年同期比7.0%減)、連結経常利益は247億8千8百万円(前年同期比6.5%減)となりました。連結四半期純利益は、法人税率引下げに関連する法律が公布されたことに伴う繰延税金資産の取崩しにより、法人税等が増加したため131億6千万円(前年同期比16.0%減)となりました。

なお、連結E B I T D Aは、520億8千8百万円(前年同期比5.2%減)となりました。

また、連結減価償却費は、250億7千1百万円(前年同期比3.2%減)となりました。

〔運輸業〕

鉄道事業では、震災の影響などにより旅客運輸収入が前第3四半期連結累計期間に比べ2.4%減（うち定期1.8%減、定期外2.9%減）となりました。バス事業では、路線で都区内・多摩地区ともに減収となったほか、タクシー業でも需要減などにより減収となりました。これらの結果、営業収益は936億1千7百万円（前年同期比2.3%減）、営業利益は125億9千万円（前年同期比7.7%減）となりました。

〔流通業〕

百貨店業では、震災直後の一時的な買い控えからは持ち直しましたが、長引く個人消費の低迷などにより減収となりました。ストア業では、3月に「キッチンコート」永福町店のリニューアルオープンや、11月に新業態の生鮮コンビニ「京王ストアエクスプレス」つつじヶ丘店の新規出店があったものの、既存店の売上不振などにより減収となりました。これらの結果、営業収益は1,249億4百万円（前年同期比1.9%減）、営業利益はローコストオペレーションの徹底によるコスト削減を実施した結果、47億9千2百万円（前年同期比5.8%増）となりました。

〔不動産業〕

不動産賃貸業では、平成22年11月にオープンした商業施設「京王フレンテ新宿3丁目」や、3月にオープンした商業施設「京王リトナード永福町」が寄与したことなどにより増収となりました。一方、不動産販売業では、八王子みなみ野シティなどにおける新築戸建住宅の販売戸数が前年同期に比べ減少したことにより減収となりました。これらの結果、営業収益は185億4千6百万円（前年同期比0.2%増）、営業利益は73億2千1百万円（前年同期比6.4%増）となりました。

〔レジャー・サービス業〕

ホテル業では、「京王プラザホテル」で、震災直後に比べ回復傾向にはあるものの、訪日外国人客の減にともなう宿泊需要の低迷などにより減収となりました。旅行業では、震災直後の取扱高の減少が大きく、減収となりました。これらの結果、営業収益は455億9千万円（前年同期比9.2%減）、営業利益は23億2千4百万円（前年同期比30.6%減）となりました。

〔その他業〕

車両整備業では、車両改造の受注減などにより減収となったものの、建築・土木業では、民間からの受注増などにより完成工事高が増加し、増収となりました。これらの結果、営業収益は297億5百万円（前年同期比0.9%増）、営業利益は粗利益の減少により4千8百万円（前年同期比93.6%減）となりました。

〔鉄道事業輸送人員と旅客運輸収入〕

			前第3四半期 連結累計期間	当第3四半期 連結累計期間	前年同期比(%)
輸送人員	定期	千人	277,459	273,089	△1.6
	定期外	〃	201,310	195,590	△2.8
	計	〃	478,769	468,679	△2.1
旅客運輸収入	定期	百万円	25,185	24,728	△1.8
	定期外	〃	34,074	33,098	△2.9
	計	〃	59,260	57,827	△2.4

[業種別営業収益]

(単位：百万円)

	業種別	前第3四半期 連結累計期間	当第3四半期 連結累計期間	前年同期比 (%)	(参考) 前連結会計年度
運輸業	鉄道事業	60,899	59,478	△2.3	79,826
	バス事業	22,007	21,657	△1.6	28,437
	タクシー業	9,028	8,667	△4.0	11,794
	その他	1,655	1,705	3.0	2,170
	外部顧客に対する営業収益	93,591	91,509	△2.2	122,229
	セグメント間取引	2,263	2,108	△6.9	2,852
	営業収益	95,854	93,617	△2.3	125,081
	営業利益	13,647	12,590	△7.7	11,009
流通業	百貨店業	71,308	69,129	△3.1	92,103
	ストア業	28,476	28,163	△1.1	37,682
	書籍販売業	8,250	8,032	△2.6	10,869
	駅売店業	6,825	6,888	0.9	8,805
	その他	10,965	10,932	△0.3	14,527
	外部顧客に対する営業収益	125,826	123,146	△2.1	163,987
	セグメント間取引	1,452	1,757	21.1	2,328
	営業収益	127,278	124,904	△1.9	166,316
	営業利益	4,529	4,792	5.8	4,629
不動産業	不動産賃貸業	13,487	13,725	1.8	17,980
	不動産販売業	2,577	2,311	△10.3	3,291
	その他	919	837	△8.9	1,286
	外部顧客に対する営業収益	16,984	16,874	△0.7	22,559
	セグメント間取引	1,522	1,671	9.8	2,042
	営業収益	18,506	18,546	0.2	24,601
	営業利益	6,878	7,321	6.4	8,579
レジャー・サービス業	ホテル業	26,158	22,588	△13.6	33,447
	旅行業	12,936	12,183	△5.8	16,028
	広告代理業	3,539	3,558	0.5	5,093
	その他	4,672	4,562	△2.4	5,904
	外部顧客に対する営業収益	47,306	42,891	△9.3	60,474
	セグメント間取引	2,913	2,699	△7.3	4,674
	営業収益	50,219	45,590	△9.2	65,148
	営業利益	3,347	2,324	△30.6	2,864
その他業	ビル総合管理業	6,388	6,582	3.0	9,202
	車両整備業	3,857	2,887	△25.2	6,067
	建築・土木業	3,377	6,312	86.9	5,634
	その他	764	805	5.4	1,017
	外部顧客に対する営業収益	14,388	16,587	15.3	21,921
	セグメント間取引	15,060	13,117	△12.9	30,542
	営業収益	29,448	29,705	0.9	52,463
	営業利益	754	48	△93.6	1,634

b 財政状態の分析

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当第3四半期 連結会計期間	増減額
総資産	746,979	765,322	18,343
負債	495,574	507,158	11,584
純資産	251,405	258,164	6,759
負債及び純資産	746,979	765,322	18,343
有利子負債	317,762	331,547	13,784

(注)有利子負債は、借入金 + 社債 + 鉄道建設・運輸施設整備支援機構未払金により算出しております。

当第3四半期連結会計期間の総資産は、減価償却費計上による有形固定資産の減少などがありましたが、現金及び預金の増加などにより183億4千3百万円増加し7,653億2千2百万円となりました。

負債は、工事代金の支払いなどによる減少がありましたが、社債の発行などにより115億8千4百万円増加し5,071億5千8百万円となりました。

純資産は、連結四半期純利益の計上などにより67億5千9百万円増加し2,581億6千4百万円となりました。

なお、当第3四半期連結会計期間の有利子負債は3,315億4千7百万円となりました。

c 対処すべき課題

当社グループにおける対処すべき課題を以下に記載します。なお、記載内容は四半期報告書提出日(平成24年2月14日)現在のものです。

(1) 事業上および財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループの対処すべき課題に重要な変更および新たに生じた課題はありません。

(2) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

① 基本方針の内容

当社グループが企業価値・株主共同の利益を向上させていくためには、「輸送の安全性」「経営の安定性」「事業の継続性」を確保し、お客様、お取引先その他のステークホルダーからの信頼を得て、「信頼のトップブランド」を確立することが不可欠であります。また、当社グループにとっては、沿線を中心に関連性の高い事業を多角的に展開することで、沿線価値の向上、京王ブランドの確立に努めるとともに、地域社会の信頼を獲得しながら、各事業の有機的な結びつきにより総合力を発揮させる一体的な経営を行うことが極めて重要であります。これらが当社の株式の買付を行う者により中長期的に確保され、向上させられるのでなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることとなります。したがって、当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値・株主共同の利益を中長期的に確保、向上していくことに理解あることが必要であると考えています。

当社は、当社株式について大量買付がなされる場合、これが当社グループの企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありませんが、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすものなど、企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。また、株主の皆様が、当社の企業価値を構成する要素を十分に把握し、中長期的な観点も考慮に入れたうえで、当該買付が当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を短期間で適切に判断することは、必ずしも容易ではないものと思われま

す。こうした事情に鑑み、当社は、当社株式に対する買付が行われた際に、買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者と交渉を行うことなどを可能とすることで、当社の企業価値・株主共同の利益に反する買付行為を抑止するための枠組みが必要であると考えます。

② 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取り組み
ア. 企業価値向上に資する取り組み

当社グループでは、「京王グループ理念」の中にかかげる「信頼のトップブランド」の確立を目指して、当社グループの競争力の強化、財務健全性の確保、法令・倫理の遵守、地域社会貢献活動の実施など、企業価値・株主共同の利益の向上に資する経営に努めております。今後もグループ全体の持続的な成長のため、当社グループが長年培ってきた有形・無形の経営資源を維持・活用しながら、以下の施策に取り組んでまいります。

第一に、社会に不可欠なインフラを提供する公益交通事業者として安全確保を最重要課題とし、中長期的な視点で社会的責任を果たしてまいります。

第二に、当社沿線が将来にわたって活力を維持できるよう、拠点開発の推進や地域活性化に多角的に取り組んでまいります。

第三に、お客様の多様化するニーズや生活スタイルの変化を捉えた施策を継続的に実施することで、将来にわたり発展、成長する企業グループを目指してまいります。

第四に、法令の遵守、地球環境への配慮など、企業の社会的責任を果たす取り組みを当社グループ全体で続けてまいります。

第五に、企業価値の源泉である「輸送の安全性」の実際の担い手である当社グループの従業員を中長期的な視点で育成するとともに、「安全の確保」を最重要事項と考える企業文化を堅持してまいります。

第六に、長期的視点に立った投資と効率化の推進によるコストダウンにより、財務体質の優位性を堅持するとともに、内部留保の拡充に対応して、自己資本のさらなる有効活用に取り組みます。

イ. コーポレート・ガバナンスの強化に対する取り組み

当社は、「京王グループ理念」に基づき、株主の皆様をはじめつながりあうすべての人からの信頼を確保し、企業価値向上をはかるため、コーポレート・ガバナンスの充実・強化を推進しております。

取締役会においては、法令で定められた事項はもとより、経営上重要な事項についての決議や業務執行の監督を行っております。経営に対する監督機能の強化をはかるため、社外取締役を選任しているほか、主要なグループ会社の社長等をメンバーに加えております。また、特別取締役を選定し、時機を捉えた迅速な意思決定を行っているほか、取締役会の諮問機関として指名・報酬委員会を設置し、経営の透明性向上に努めております。

監査役監査については、実効性を高めるため、独立性の高い社外監査役、財務・会計に関する相当程度の知見を有する監査役を選任しているほか、監査役会と内部監査・内部統制部門との連携体制を構築しております。各監査役は、法令および諸基準に準拠し、監査役会が定めた基本方針に基づき監査を行うほか、取締役会その他の重要な会議に出席し必要な意見陳述を行っております。

さらに、グループ経営協議会や京王グループ社長会、ならびにグループ監査役会などの定期的な開催により、グループガバナンス体制の充実をはかっております。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、平成22年6月29日開催の第89期定時株主総会において、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させていくことを目的とした「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の基本方針」（以下「本基本方針」といいます。）が承認可決されたことを受け、同日開催の取締役会において「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）を決議しております。

本プランは、当社株式に対する買付が行われた際に、買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者と交渉を行うことなどを可能とすることで、当社の企業価値・株主共同の利益に反する買付行為を抑止することを目的としております。

本プランは、ア. 当社が発行者である株券等について保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付、またはイ. 当社が発行者である株券等について、公開買付けを行う者の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け、もしくはこれらに類似する行為またはその提案（以下「買付等」と総称し、買付等を行う者を以下「買付者等」といいます。）を対象とします。

買付者等が買付等を行う場合は、当社取締役会が別途認めた場合を除き、その実行に先立ち、当社に対して、買付等の内容の検討に必要な情報および本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面を提出するものとし、当社取締役会は速やかにこれを企業価値評価独立委員会（委員は、社外の有識者、社外取締役、社外監査役から選任されるものとし、以下「独立委員会」といいます。）に提供します。独立委員会は、最長60日間の検討期間（必要な範囲で最長30日間延長できる。）を設定し、必要に応じて独立した第三者である専門家の助言を得たうえ、買付等の内容の評価・検討、買付者等との協議・交渉、株主に対する情報開示等を行います。

独立委員会は、買付者等が本プランに定める手続きを遵守しなかった場合、または本プランに定める要件のいずれかに該当し、新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると認められる場合には、当社取締役会に対し、新株予約権の無償割当ての実施を勧告します。なお、独立委員会は、新株予約権の無償割当ての要件のいずれかに該当する場合であっても、新株予約権の無償割当てを実施することについて株主総会の決議を得ることが相当であると判断するときは、当社取締役会に対して、株主総会の招集、新株予約権の無償割当ての実施に関する議案の株主総会への付議を勧告するものとします。

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、新株予約権の無償割当ての実施または不実施等に関する決議を速やかに行うものとします。また、当社取締役会は、独立委員会から、株主総会の招集、新株予約権の無償割当ての実施に関する議案の株主総会への付議を勧告された場合には、実務上株主総会の開催が著しく困難な場合を除き、実務上可能な限り最短の期間で株主総会を開催できるように、速やかに株主総会を招集し、新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を付議します。当社取締役会は、上記決議を行った場合等には、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を行います。

以上の新株予約権は、1個当たり1円を下限とし、当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で当社取締役会が新株予約権無償割当ての決議において定める金額を払込むことにより、原則として当社株式1株を取得できるものですが、買付者等による権利行使が認められないという行使条件が付されています。また、当社が買付者等以外の株主から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項が付されており、当社がかかる条項に基づく取得をする場合、新株予約権1個と引換えに、原則として1株が交付されます。

本プランの有効期間は、平成22年6月29日開催の定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までになります。ただし、当該有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本基本方針を廃止する旨の決議が行われた場合、または、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

本プラン導入時点においては新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主の皆様へに直接的な影響が生じることはありません。他方、新株予約権の無償割当てが実施された場合には、新株予約権行使の手続きを行わないと、その保有する当社株式全体の価値が希釈化することになります。ただし、当社が当社株式を対価として新株予約権の取得を行った場合、買付者等以外の株主の皆様が保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じません。

④ 上記の各取り組みに対する当社取締役会の判断およびその判断に係る理由

上記②に記載した取り組みは、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的な方策として策定されたものであり、上記①の基本方針に沿うとともに、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

また、上記③の取り組みは上記①の基本方針に沿うものであり、以下の理由から当社の株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

- ア. 経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した買収防衛策に関する指針に定める三原則を充足していること
- イ. 本プランは、株主総会において承認された本基本方針に基づくものであり、また、有効期間は約3年間と限定され、かつ、その満了前であっても株主総会において、本基本方針の変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランも変更後の基本方針に従うよう速やかに変更または廃止されることになるなど、株主意思を重視していること
- ウ. 経営陣から独立している委員から構成される独立委員会により新株予約権の無償割当ての実施等の運用に関する実質的な判断が行われ、その判断の概要については株主の皆様へに情報開示をすることが必要とされていること
- エ. 合理的かつ詳細な客観的要件が設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保していること
- オ. 独立委員会は、当社の費用で、外部専門家の助言を受けることができるものとされており、その判断の公正性・客観性がより強く担保される仕組みとなっていること
- カ. 当社取締役の任期は1年であり、毎年の取締役選任を通じて株主の皆様のご意向を反映させることが可能であること
- キ. デッドハンド型買収防衛策またはスローハンド型買収防衛策ではないこと

d 研究開発活動

該当事項はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,580,230,000
計	1,580,230,000

② 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成23年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成24年2月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	642,754,152	642,754,152	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は1,000株であります。
計	642,754,152	642,754,152	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年 月 日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成23年12月31日	—	642,754	—	59,023	—	32,019

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成23年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成23年9月30日現在			
区 分	株式数(株)	議決権の数(個)	内 容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 31,755,000 (相互保有株式) 普通株式 150,000	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 608,787,000	608,787	同上
単元未満株式	普通株式 2,062,152	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	642,754,152	—	—
総株主の議決権	—	608,787	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」の欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が2,000株(議決権2個)含まれております。

2 「単元未満株式」の欄の普通株式には、当社保有の自己株式が506株、証券保管振替機構名義の株式が800株含まれております。

② 【自己株式等】

平成23年9月30日現在					
所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 京王電鉄株式会社	東京都新宿区新宿 3丁目1-24	31,755,000	—	31,755,000	4.94
(相互保有株式) 関東バス株式会社	東京都中野区東中野 5丁目23-14	150,000	—	150,000	0.02
計	—	31,905,000	—	31,905,000	4.96

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成23年10月1日から平成23年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	41,482	56,734
受取手形及び売掛金	27,635	30,414
商品及び製品	15,690	16,009
仕掛品	682	2,381
原材料及び貯蔵品	1,438	1,688
その他	8,729	16,683
貸倒引当金	△124	△136
流動資産合計	95,534	123,775
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	246,600	261,864
土地	166,729	167,909
建設仮勘定	113,156	97,023
その他（純額）	53,832	48,678
有形固定資産合計	580,318	575,476
無形固定資産	6,781	5,963
投資その他の資産		
投資有価証券	42,630	38,367
その他	22,055	22,078
貸倒引当金	△341	△339
投資その他の資産合計	64,344	60,106
固定資産合計	651,445	641,546
資産合計	746,979	765,322

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	16,011	17,522
短期借入金	51,807	52,462
未払法人税等	4,864	6,434
引当金	4,052	4,036
その他	101,212	96,389
流動負債合計	177,948	176,845
固定負債		
社債	128,251	148,686
長期借入金	136,943	129,755
退職給付引当金	22,557	21,817
その他	29,872	30,052
固定負債合計	317,625	330,312
負債合計	495,574	507,158
純資産の部		
株主資本		
資本金	59,023	59,023
資本剰余金	42,009	42,008
利益剰余金	166,492	175,987
自己株式	△19,165	△19,168
株主資本合計	248,360	257,851
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	3,044	313
その他の包括利益累計額合計	3,044	313
純資産合計	251,405	258,164
負債純資産合計	746,979	765,322

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】
 【四半期連結損益計算書】
 【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
営業収益	298,098	291,009
営業費		
運輸業等営業費及び売上原価	234,886	230,403
販売費及び一般管理費	34,166	33,589
営業費合計	269,053	263,993
営業利益	29,045	27,016
営業外収益		
受取利息	46	47
受取配当金	848	860
受取保険金	—	317
匿名組合投資利益	442	362
持分法による投資利益	147	98
雑収入	489	590
営業外収益合計	1,974	2,277
営業外費用		
支払利息	4,137	4,211
雑支出	368	294
営業外費用合計	4,506	4,505
経常利益	26,513	24,788
特別利益		
工事負担金等受入額	68	352
受取補償金	—	229
固定資産売却益	504	32
その他	296	15
特別利益合計	869	630
特別損失		
固定資産圧縮損	68	352
固定資産除却損	451	194
退店補償金	340	31
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	395	—
その他	87	68
特別損失合計	1,343	647
税金等調整前四半期純利益	26,038	24,772
法人税等	10,370	11,611
少数株主損益調整前四半期純利益	15,668	13,160
四半期純利益	15,668	13,160

【四半期連結包括利益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	15,668	13,160
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△1,915	△2,730
その他の包括利益合計	△1,915	△2,730
四半期包括利益	13,753	10,429
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	13,753	10,429
少数株主に係る四半期包括利益	—	—

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)	
1	税金費用の計算 税金費用については、当連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

【追加情報】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)	
1	第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。
2	平成23年12月2日に「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が公布され、平成24年4月1日以降開始する事業年度より法人税率が変更されることとなりました。この税率の変更により繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が1,528百万円減少し、当第3四半期連結累計期間に費用計上された法人税等の金額が1,555百万円増加するとともに、その他有価証券評価差額金が27百万円増加しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

1 偶発債務

- (1) 下記の債務保証を行っております。
(金融機関等からの借入金に対する債務保証であります。)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
社員住宅融資	933 百万円	824 百万円

- (2) 社債の債務履行引受契約(デット・アサンプション)に係る偶発債務は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
第18回無担保社債	20,000 百万円	20,000 百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)
減価償却費	25,905 百万円	25,071 百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	1,833	3.00	平成22年3月31日	平成22年6月30日	利益剰余金
平成22年10月28日 取締役会	普通株式	1,833	3.00	平成22年9月30日	平成22年11月30日	利益剰余金

2 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	1,833	3.00	平成23年3月31日	平成23年6月30日	利益剰余金
平成23年11月1日 取締役会	普通株式	1,832	3.00	平成23年9月30日	平成23年11月29日	利益剰余金

2 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)

1 報告セグメントごとの営業収益及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	運輸業	流通業	不動産業	レジャー・サービス業	その他業	合計	調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
営業収益	95,854	127,278	18,506	50,219	29,448	321,309	△23,210	298,098
セグメント利益	13,647	4,529	6,878	3,347	754	29,157	△112	29,045

(注)1 セグメント利益の調整額△112百万円はセグメント間取引消去額です。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2 報告セグメントの変更等に関する事項

該当事項はありません。

3 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)

1 報告セグメントごとの営業収益及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	運輸業	流通業	不動産業	レジャー・サービス業	その他業	合計	調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
営業収益	93,617	124,904	18,546	45,590	29,705	312,364	△21,354	291,009
セグメント利益	12,590	4,792	7,321	2,324	48	27,077	△60	27,016

(注)1 セグメント利益の調整額△60百万円はセグメント間取引消去額です。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2 報告セグメントの変更等に関する事項

該当事項はありません。

3 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額	25.64円	21.54円
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	15,668	13,160
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	15,668	13,160
普通株式の期中平均株式数(千株)	611,027	611,000

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【その他】

第91期(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)中間配当については、平成23年11月1日開催の取締役会において、平成23年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議し、配当を行っております。

- | | |
|---------------------|-------------|
| ①配当金の総額 | 1,832百万円 |
| ②1株当たりの金額 | 3円00銭 |
| ③支払請求権の効力発生日及び支払開始日 | 平成23年11月29日 |

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年 2月14日

京王電鉄株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 池 谷 修 一 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 阿 部 興 直 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている京王電鉄株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成23年10月1日から平成23年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、京王電鉄株式会社及び連結子会社の平成23年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年2月14日
【会社名】	京王電鉄株式会社
【英訳名】	Keio Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 永 田 正
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都新宿区新宿三丁目1番24号 (注) 本社業務は下記本社事務所において行っております。 (本社事務所) 東京都多摩市関戸一丁目9番地1
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長永田正は、当社の第91期第3四半期（自平成23年10月1日至平成23年12月31日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。